

令和3年度 法人事業計画書

(令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)



目次

令和3年度 社会福祉法人長尾福祉会 事業計画.....	- 3 -
第1章 法人本部事業計画	- 3 -
第2章 障害関係事業	- 6 -
のぞみ園 事業計画	- 6 -
第3章 高齢関係.....	- 11 -
特別養護老人ホームゆたか荘 事業計画.....	- 11 -
デイサービスセンターゆたか（通所介護）事業計画	- 19 -
高齢者複合施設ハーティヴィラ亀鶴事業計画	- 21 -
ショートステイ（短期入所生活介護）事業計画	- 21 -
デイサービスセンター（通所介護）事業計画.....	- 22 -
ヘルパーステーション（訪問介護）事業計画.....	- 23 -
サービス付き高齢者向け住宅 事業計画	- 23 -
ケアプランセンターゆたか（居宅介護支援）事業計画	- 24 -
第4章 児童関係.....	- 26 -
認定こども園高松くりの木学舎 事業計画.....	- 26 -
認定こども園長尾学舎 事業計画	- 30 -

令和3年度 社会福祉法人長尾福祉会 事業計画

【法人理念】

障害をもっていても もっていなくても 男も女も
「生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」
といえる社会づくりを目指します

【基本方針】

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会福祉法人としての存在意義を改めて見直し、自覚することとなった。法人内のほとんどの事業が直接処遇が原則の事業であり、今回のような感染症の下での利用者への対応や、職員へのメンタルヘルスについて多くの課題が見つかった。「最高のサービスは最高の職員から」をテーマに事業を進めたい。

令和3年度は感染症対策の継続と、新たな生活様式のなかで、最後までの事業継続を使命とする社会福祉事業者としての危機管理体制の構築と職員意識の高揚のための事業を実施する。

【基本目標】

感染症をはじめ防災や減災の対策を強化するなかで、サービスの向上につなげるための職員教育と安心して働ける職場環境の構築。

【重点事業】

- ・積極的な情報公開（Webの活用）
- ・外国人技能実習生などを含めた人材の積極的採用と育成
- ・児童関係施設の経営強化
- ・労務関係の検証整備

【目標実現のための重点事業体系】

- ・法人機能を生かした地域、医療との連携
- ・地域雇用の拡充
- ・高校、大学との就職・就学提携の推進
- ・雇用環境の見直し

第1章 法人本部事業計画

【評議員会、理事会の運営】

- ・定時評議員会の開催 6月
- ・理事会の開催 6月2回、9月、12月、3月

【各施設の事業への協力及び整備・補修事業の計画等】

- ・法人全体

- 感染症対策の強化のための体系、備品の購入

- P C R検査、ワクチン接種の支援

- ・ゆたか荘

- ノーリフティングケア推進の為の備品購入（ボードや特殊車椅子）

- 経年劣化による環境整備（大型乾燥機 2台）

- ・ハーティヴィラ亀鶴

- 外壁改修工事

- ・高松くりの木学舎

- 駐車場フェンスの整備

- ・長尾学舎

- 定員増に対応するための教育保育備品の購入

【その他の事業】

- ・さぬき市高齢福祉事業検討委員会の運営

- ・諸制度改革への対応

- ・人事労務管理の体制整備事業

- ・法人の広報事業

- ・職員の採用事業

- ・技能実習生の受け入れ支援

【法人運営事業及び業務体制（定款に基づく事業）】

1 第一種社会福祉事業

- ・障害者支援施設の経営

- ・特別養護老人ホームの経営

2 第二種社会福祉事業

- ・障害児通所支援事業の経営

- ・一般相談支援事業の経営

- ・一時預かり保育事業の経営

- ・幼保連携型認定こども園の経営

- ・特定障害福祉サービス事業の経営

- ・相談支援事業の経営

- ・障害児相談支援事業の経営

- ・老人短期入所事業の経営

- ・老人デイサービス事業の経営

- ・老人居宅介護等事業の経営

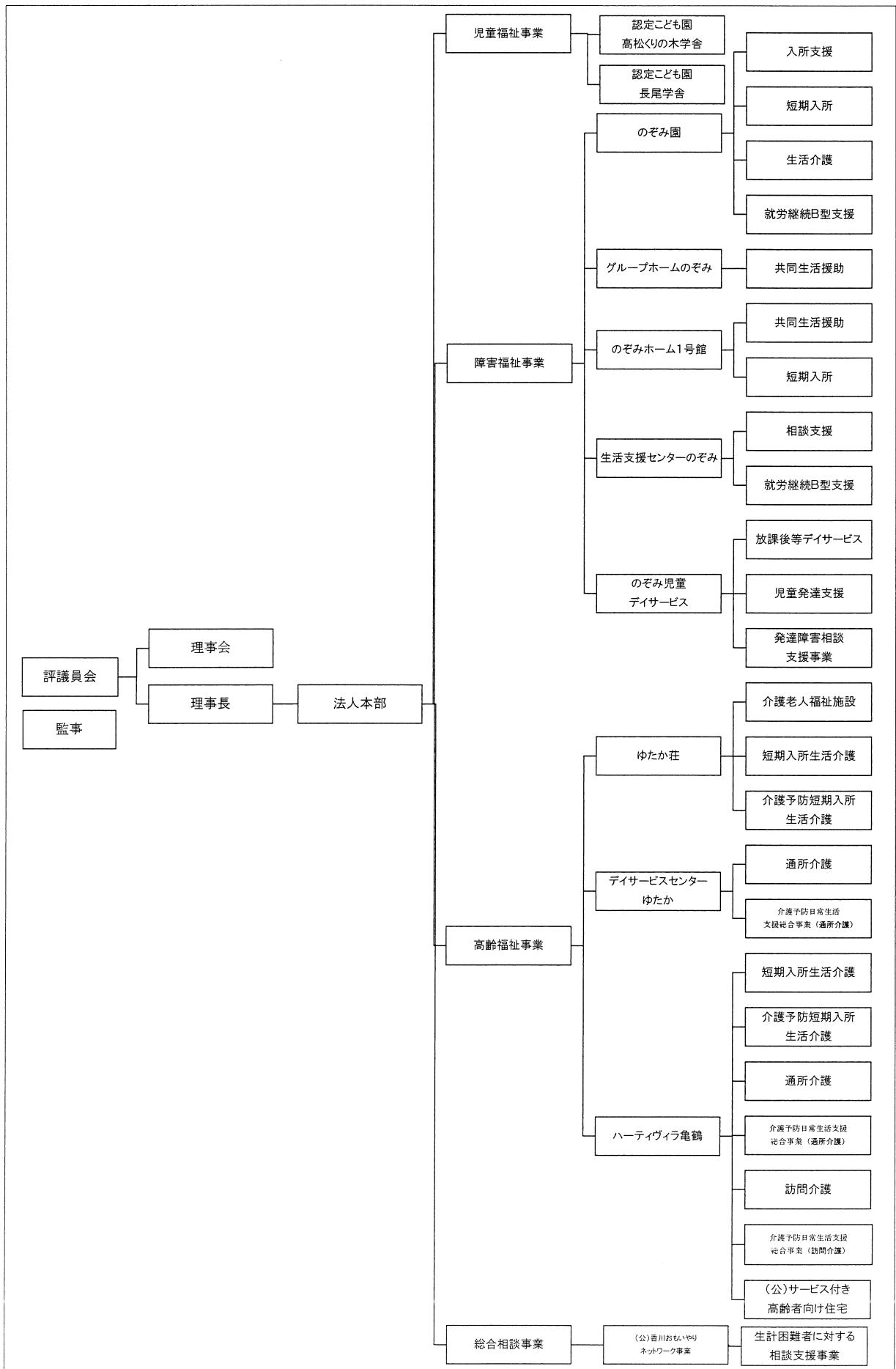
- ・生計困難者に対する相談支援事業

3 公益事業

- ・居宅介護支援事業

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業

4 業務体制（令和3年4月1日～）



第2章 障害関係事業

のぞみ園 事業計画

利用者の意思及び人格を尊重しひとりひとりの多様なニーズに応えられるよう、利用者ニーズを反映した個別支援計画に基づき、より良いサービスが提供できるよう努めていきたい。また重度化、高齢化などの課題ともしっかりと向き合いながら専門性の高い支援を目指して取り組んでいく。

新たな地域のニーズにもしっかりと応えられるよう関連機関と連携をとりながら情報収集に努め必要な障害福祉サービスが提供できるよう取り組んでいく。

特に令和3年度においては、感染予防対策をしっかりとしながら利用者の生活の質も確保していく。

課題

- ・地域療育等支援事業の充実
- ・高齢利用者対応の検討
- ・安心安全な環境づくりと感染症対策の整備

目標

- ・利用者の意思及び人格の尊重
- ・利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供
- ・障害児通所支援事業の充実

主要事業

施設入所支援

生活介護

短期入所

就労継続支援 B型

共同生活援助

障害児通所支援

相談支援

地域療育等支援事業

1. 障害者支援施設(施設入所支援) 50名

環境及び日常生活全般の現状等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を把握し生活の質の向上や総合的な支援を実施していく。利用者が住まいの場として健康で快適な生活を維持しひとりひとりの特性に配慮し、充実した生活が送れるよう支援を行う。

集団生活を通じて地域生活への適応力や社会性の向上を目指しあらゆる機会を通じて生活の支援を行っていく。

活動内容

- ・主として夜間帯における排泄、起床行動など生活全般における支援
- ・食事、入浴における生活習慣の確立、介護などの実施。

- ・清掃活動を通じて環境整備及び衛生面の維持への支援
- ・レクリエーション、文化活動、余暇活動などを通じて本人らしい生活が送れるよう支援する。

2.生活介護 (63名)

日中、入浴、排泄及び食事等の支援、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供していく。併せて身体機能や、生活能力の向上のために行われる必要な援助も行っていく。利用者の特性、能力などを把握し利用者個々に合わせた日中活動を提供していく。

支援方針

- ・重度利用者に対しての構造化、視覚支援、自立課題の提供
- ・自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・利用者の状態、症状に合わせて、グループを分割し、継続して支援できる体制をつくる
- ・利用者が意欲を持って参加し、楽しめる日課の継続的な検討
- ・エンパワーメント、ストレングス、権利擁護の視点を含めた個別支援計画の作成
- ・食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の支援を提供、併せて軽作業等の生産活動や創作的活動を提供
- ・強度行動障害の方の理解と支援方法を深めていく

主な事業及び活動

<行事>

園内行事—花見、クリスマス会、ひなまつり茶会、合同余暇など

園外行事—遠足、テーブルマナー

<余暇活動>

クラフト、音楽、スポーツ、カラオケ、書道など

<地域交流>

もちつき、ひなまつり茶会、合同余暇、いきいき福祉まつり、しょうぶまつり、ふしぎなたね展、とっておきの芸術祭などの作品展出品、参加など

<医務>

健康診断、定期健診、健康管理、衛生管理

<給食>

栄養ケアマネジメント、栄養管理、献立作成

<環境美化>

年2回の親子共同作業、大掃除など

<研修生受け入れ>

実習生（学生）を計画的に受け入れ

<スポーツ大会等参加>

知的障害者福祉協会等が主催する各種スポーツ大会に参加、園内における練習計画など

<防災訓練>

火災、土砂災害想定の防災訓練をそれぞれ消防署立ち合いで実施。それ以外でも月1回防災訓練実施していく。BCP（事業継続計画）作成の検討。

3.短期入所・日中一時事業（定員3名）

居宅において主な介護者の何らかの理由により短期間の入所、あるいは日中の支援が必要になった際、入浴、排泄、食事、および日中活動などのサービスを提供する。

4.就労継続支援B型事業計画

事業内容

- ・ダンボール組立作業、箱貼り作業、和三盆詰合せ作業
- ・さぬき市社協のタオル洗濯、ゆたかデイ事業所のおしごりの洗濯
- ・菓子工房におけるバウンドケーキ、クッキー、パンなどの製造、販売
- ・施設外支援としてゆたか荘における清掃作業、バスタオル洗濯、シーツたたみなどの作業
- ・ゆたかデイ事業所の風呂掃除、環境美化
- ・辛立文化センターフロア清掃
- ・津田小学校前通路整備

5.共同生活援助（グループホーム）事業計画

地域で共同生活を営むのに支障のないもの。主として夜間において、共同生活を営むことができるよう食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う事業で、令和3年3月末で女性棟4名、男性棟7名が生活している。引き続き地域での生活が継続できるよう支援していく。

方針

- ・地域で自立した生活を送るための支援
- ・共同生活において必要なスキルおよび社会性を獲得
- ・利用者ひとりひとりの自己実現をめざし個別の支援
- ・医療機関と連携をとりながら健康維持への支援

事業内容

- ・買い物外出、地域の行事などを通じての社会参加の促進
- ・自己選択、自己決定を尊重した支援
- ・通院、食事などを通じた健康管理
- ・定期的な環境美化、衛生管理
- ・入浴、排泄などの生活支援

6.障害児通所支援事業主要事業（多機能型事業所 定員20名）

児童福祉法における障害児通所支援事業の児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所・のぞみ児童ディサービス事業所として運営する。発達が気になる児童の通所事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活適応のための療育支援を行う。

方針および事業内容

- ・障害のある幼児・児童・生徒に、個別及びグループの活動・遊びを通して、日常生活や社会生活に必要な療育支援・訓練を行う。
- ・保護者及び関係機関との連携を密にし、一人ひとりの将来を見据えながら、年齢や発達段階に合った自立支援を目指す。

<児童発達支援>

発達の気になる就学前の幼児に早期療育及び、高等学校・特別支援学校高等部に通学しておらず支援を要する生徒の療育を行う。療育支援内容は、基本的身体動作及び言語などの訓練（P T配置）、日常生活動作習得、コミュニケーションスキル獲得、ルールやマナーの習得、遊びスキルの習得、季節行事体験、地域交流。

- ・開所日は、月曜日から金曜日及び月二回の土曜日の午前9時～午後6時
- ・休所日は、上記以外の土・日・祝日及び12月29日から1月3日

<放課後等デイサービス>

児童生徒（6歳～18歳）の個々に応じた生活上の不便への手立てを見出し、共にマンパワーに視点をおいた成功体験を重ねながら自立への支援を行っていく。

- ・開所日、時間は、授業日の放課後、月曜日～金曜日、下校時刻から午後6時及び月二回の土曜日の午前9時から午後6時
- ・長期休業中・振替休業日は、月曜日～土曜日、午前9時から午後6時
- ・休所日は、上記以外の土・日・祝日及び12月29日から1月3日

7.相談支援事業計画

生活支援センターのぞみにおいて、在宅の障害者の方や、家族が住みなれた地域でより良い生活が続けられるように、必要なサービスの紹介や情報提供など、様々な相談を受け付ける事業。サービス利用計画、モニタリング等の特定相談を重点的に取り組んでいく。

方針

障害のある方が安定した生活が送れるように支援する。

一人ひとりに寄り添った支援が提供できることを目指す。

主要事業

<指定特定相談支援>

障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児、地域相談支援を申請した障害者に対して、サービス等利用計画を作成し、サービス事業所等との連絡・調整を行い利用者に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。また定期的にモニタリングを実施して利用者の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

- ・サービス利用計画費 16,000円×110名
 - ・継続サービス利用支援（モニタリング） 13,000円×75名
- これまでの市・町からの委託で行っていた基本相談も引き続き行う。

<障害児相談支援>

障害児通所支援を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成して、サービス事業者等との連絡・調整を行い障害児に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。また定期的にモニタリングを実施して障害児の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

- ・障害児支援利用計画費 16,000円×80名
- ・継続障害児支援利用援助（モニタリング） 13,000円×55名

<指定一般相談支援>

地域移行支援障害者、精神病院に入院している精神障害者が地域生活に移行するための活動に関

する相談等を行う。

<地域定着支援>

居宅において単身で生活する障害者や、居宅において同居している家族等が疾病等のため緊急時等の支援が見込まない状況にある障害者に対して地域生活を継続していくための支援および相談などを実施していく。

事業内容

サービス等利用計画・障害児支援利用計画、指定一般相談については、利用者からの依頼を受けて実施する。基本相談等については、以下の内容で実施する。

相談支援：障害のある方やその家族の困りごと等の相談を受け、よりよい生活が続けられるように支援する。

自立支援：在宅での生活がより安定したものになるような支援体制を作る。

発達支援：本人・保護者が安心して地域での生活ができるための具体的な支援を検討したり、専門機関等に繋いでいく。

入所支援：在宅での生活が困難になってきた方に対して、適切な生活の場が提供できるようにする。

8. 地域療育等支援事業

方針

・在宅の障害児および発達の気になる児童に対し地域生活を支援するため療育および相談などを実施していく。

事業内容

・臨床心理士を中心とした療育担当職員が市町、保育所、学校などの関連機関、療育対象児童の保護者と連携をとりながら実施していく。

<訪問療育・相談事業>

・療育担当職員が在宅障害児および発達の気になる児童の家庭に訪問し療育および相談支援をしていく。

<外来療育・相談事業>

・在宅障害児及び発達の気になる児童が指定障害事業所を訪問し療育及び相談支援を実施していく。また療育は必要に応じて集団でも行う。

<施設支援指導事業>

・障害児通所支援事業及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し療育に対する技術指導を行う。

9. その他の計画

・企画調整会議、職員会議、寮会議を毎月開催し組織的運営を推進する。

・職場内研修を年10回程度、外部研修や施設見学などを取り入れ、資質の向上をめざしていく。

・安全委員会、保健栄養委員会、レクリエーション委員会、研修委員会を開催し委員会活動の充実をはかる。

第3章 高齢関係

特別養護老人ホームゆたか荘 事業計画

昨年から世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、高齢者施設では重症化しやすい高齢者の命を守る為、地域交流や施設内行事の自粛を始め、手洗いやアルコールでの手指消毒・マスクの着用等、施設内での感染予防対策を徹底してきた。今年度も地域交流や施設内行事についても新型コロナウイルス感染拡大の状況を確認しながら、その時の状況に応じて規模の縮小や中止も考慮の上、利用者の安全を最優先に計画していく。また外出の機会は減っても季節感が味わえ、心豊かな生活が送れるような行事を工夫していきたい。

人口減少は加速し、介護を担う人材不足も深刻化している。その中で職員の定着率を上げる為に働く人のモチベーションの向上に努め、キャリアパスの明確化や職員研修の充実を図っていきたい。また、有給休暇の取得率向上や職種間の連携、情報共有の効率化によりチームケアの向上と働き易い職場づくりに努めると共に、IT や介護ロボット、技能実習生、介護助手等の活用も検討しつつ、介護が必要な方に安定して質の高いケアを提供できる施設運営を図っていきたい。

令和3年度は介護報酬の改定が行われる。全体的には改定率0.7とプラス改定になるが、以前にあった口腔衛生管理体制加算や栄養マネジメント加算が本体報酬に含まれることとなり、新たに追加になる栄養マネジメント強化加算(+11/日)等により充実が図られるようになる。また、今年4月から全国的に導入予定のCHASEでは、情報提供とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組みとして、科学的介護推進体制加算が創設されるようになる。科学的裏付けに基づく介護の実践を進める事が目的であり、今後も新しい情報を取り入れ時代変化に対応した事業所運営を心がけていきたい。

I. 運営体制

【基本方針】

- ・職員の介護技術の向上に常に取り組み、ご利用者・ご家族に安心・安全な介護を行います
- ・家庭的な雰囲気を大切にしながら、心のこもった介護を行います
- ・ご利用者の尊厳とプライバシーを守ります

【事業推進目標】

- ・医療と介護が連携し、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供
 - 専門職が連携し、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーションの充実
 - 口腔衛生管理の充実と栄養改善に向けた取組み
 - 家族と専門職が連携し、一人ひとりの尊厳と想いを大切にしたケア
 - ノーリフティングケアの定着
- ・生きがいや喜びを感じられる、こころ豊かな暮らしの提供
 - 季節感が感じられる外出や行事の実施（新型コロナウイルス感染状況を見ながら）
 - 豊かな自然の中で、明るい気持ちで穏やかに過ごせる環境の提供

- ・優秀な福祉人材の確保と育成
 - 施設内外の研修に積極的に参加し、個々のレベルアップを図る
 - 介護福祉士等、有資格者を増やす
 - アセッサーによる業務評価
 - 福祉専門学校の卒業生や福祉に興味がある高校生等の若い人材を獲得
- ・外国人技能実習生の育成
- ・地域に向けて福祉の啓発と地域貢献活動
 - あいさつ運動・クリーン活動
 - 地域の子ども達に福祉体験活動
 - 地域で認知症サポーターの養成
- ・効率的運営と安定的経営
 - ベッド稼働率の安定
 - 備品の修理・購入

【モットー】

『 人生ゆたかに 老後ゆたかに 長寿を支える 』

【主要事業】

・介護老人福祉施設 定員 50 名 の運営

日常生活継続支援加算、初期加算、看護体制加算ⅠⅡ、経口維持加算ⅠⅡ、口腔衛生管理加算、看取り加算Ⅱ、個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅰ、療養食加算、再入所時栄養連携加算、経口移行加算、認知症専門ケア加算、褥瘡マネジメント加算ⅠⅡ、排せつ支援加算、配置医師緊急時対応加算、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、自立支援促進加算、安全対策体制加算

・短期入所生活介護 定員 20 名 の運営

サービス提供体制加算、看護体制加算ⅢⅣ、機能訓練指導体制加算、緊急短期入所受入加算、夜勤職員配置加算、送迎加算、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算

* 人員配置により変動あり

【数値目標】

- ・介護老人福祉施設 稼働率平均 98% (49 人) の維持
- ・短期入所生活介護（介護予防） 稼働率平均 95% (19 人) の維持
- ・平均利用者数 68 人維持

【組織体制の強化と会の運営】

- ・職員会議・各部署会議・サービスステーション会議の開催（月 1）
- ・各委員会の開催（月 1、隔月）
- ・施設内研修の強化
- ・老人福祉施設協議会主催の全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に参加
- ・香川おもいやりネットワーク事業への参加・協力

- ・地域における公益的な取組みに参加・協力
- ・技能実習生の業務サポート、生活支援
- ・職員労働環境の向上（働き方改革に沿って）

II. 各部署事業計画

<生活相談員>

方針

- ① 介護・医療との連携、家族との連絡調節を行う事で、ご利用者の情報の共有化を進める
 - ② ご利用者のニーズを把握し、安心して利用できる環境を整え、円滑な利用受け入れを行う
- 目標**

- ご利用者・ご家族・社会資源の円滑な利用
- 生活の質向上の為、各部署連携強化

主要事業

- ・長期・短期利用者の利用相談やその調整
- ・入所検討委員会の運営
- ・生活保護受給者への対応
- ・介護報酬変更に伴う事務処理やご家族への説明
- ・苦情等の相談対応
- ・短期利用者の担当者会議やカンファレンスの参加
- ・ご利用者の送迎対応
- ・各種研修への参加
- ・各種行事への参加・協力
- ・家族会への参加

<サービスステーション>

方針

ご利用者の尊厳ある生活が継続できるよう、心身機能の維持・向上を図る

目標

- ご利用者の心身の状況に合わせたサービスを展開する

主要事業

- ・残存機能を活用し、日々の生活を支援する
- ・安心して過ごして頂ける環境を整備する
- ・機能訓練士と連携し、機能訓練を強化する
- ・歯科衛生士と連携し、口腔衛生を徹底する
- ・看護師と連携し、体調管理を徹底する
- ・コロナ禍においても生活を豊かにできる行事の計画及び開催
- ・サービスステーション会議・フロア会議・委員会・研修会の内容の充実（参加率 80%）
※コロナ禍である為、参加率は書面・オンラインでの参加も含む
- ・職員が働きやすい職場環境の整備
- ・人材育成に対するシステム作り

- ・ノーリフティングケアに関する取り組みの推進

<医務>

方針

- ・ご利用者の疾病・治療に関するプライバシー保護を徹底する
- ・安全管理、衛生管理を徹底し、ご利用者が安心できる医療を提供する
- ・ご利用者、ご家族の意見・意向を尊重し説明と理解・同意に基づいた信頼される医療を提供する
- ・医療機関・地域・他職種との密な連携を図り、より良い医療を提供する
- ・常に知識と技術の研鑽に努め、高齢者医療の向上を追求する
- ・他職種への医療教育、各委員会への協力を
- ・高い倫理観を持ち、安心できる看取り期のケアを提供する

目標

- 個々の健康状態の把握に努め日常生活での変化を的確に捉え、疾病の早期発見・早期対応にあたり、心身共に健康維持に努めていく

主要事業

- ・健康管理（嘱託医による往診【週2回/月・木】、体重測定【毎月】、血圧測定【毎週】、体温測定。【毎日】、採血・結核検診、インフルエンザワクチン予防接種【年1回】）、定期受診及び体調不良時の早期受診、毎週の褥瘡管理シート作成・検討
- ・医療ケア・感染症対策委員会（月1回）の開催
- ・医療研修の実施
- ・感染症発生時の感染症対策の実施、委員会の開催
- ・介護職員に対しての年2回の健康診断、腰痛検診の実施
- ・カンファレンスへの参加
- ・行事への協力

<給食>

方針

- ① ご利用者一人ひとりに合った食事形態での食事提供
- ② コスト管理の徹底
- ③ ご利用者の状態に応じた栄養管理の実施

目標

- 給食サービスの安定・充実
- 食の楽しみの提供
- 栄養ケアマネジメントの充実

主要事業

- ・一人ひとりに合った栄養管理
- ・給食管理、他職種との連携、委託業者との連携
- ・徹底した衛生管理
- ・食事のアンケートの実施（年1回）
- ・会議の開催（月1回）

- ・研修会の開催、参加
- ・カンファレンスへの参加
- ・行事への参加協力
- ・喫茶の開催（月3回）
- ・家族会への参加と食事提供（年1回）
- ・医療ケア・感染症対策委員会に関すること
- ・経口摂取推進委員会に関すること
- ・栄養ケアマネジメントに関すること
- ・退院時、病院の管理栄養士との連携
- ・長尾福祉社会各事業所栄養士との連携、会議の開催

<介護支援専門員>

方針

- ① ご利用者一人ひとりの希望やニーズの把握に努め、施設介護サービスを提供する
- ② ご利用者、ご家族、各部署と連携、情報を共有し、チームケアを目指す

目標

- ご利用者、ご家族、各部署から情報を得て、アセスメント、モニタリングを行い一人ひとりのご利用者に合ったプランを作成する
- ご利用者、ご家族、各部署参加のケアカンファレンスを開催し、ケアの検討調整、統一したケアの提供を行う
- 施設ご利用者の希望を叶える支援（外出等）を実施し、全ての皆様の人生がより良いものになるよう携わっていく

主要事業

- ・ご利用者、ご家族、多職種から情報収集を行い、アセスメント、モニタリングによりケアプランの作成・見直しを実施する
- ・ケアカンファレンスの開催
- ・ご利用者、ご家族からのケアの相談、要望に対応する
- ・委託による要介護認定調査（高松市・さぬき市）
- ・ご利用者の介護保険、要介護認定更新の申請代行
- ・研修会に参加し、マネジメント力の向上に努める
- ・行事・外出に参加協力
- ・家族会に参加協力
- ・香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての相談・支援担当、広報活動の協力
- ・火災・地震・土砂災害などの避難訓練計画・実施・マニュアルの見直し

<機能訓練士>

方針

- ① ご利用者の身体状況を把握し、理学療法士と連携を図りながら、具体的な訓練プログラムを立案する
- ② ご利用者・ご家族の意向確認を行い、多職種と連携を図り支援を行う

- ③ 介護ロボットを活用した訓練を取り入れ機能の維持・向上がご利用者へ負担なく行えるよう支援する

目標

- ご利用者の身体状況を把握し、個々に合わせた個別機能訓練計画書の作成を行う
- 多職種とのカンファレンスに参加し、ご利用者・ご家族の意向を確認しながら日常生活に困ることなく過ごせるよう生活リハビリを中心とした質の向上を目指し支援を行う

主要事業

- ・ご利用者の身体状況を把握し、適切な個別機能訓練計画書を作成・見直しを行うため、理学療法士を含む多職種と連携し、アセスメントの充実を図る
- ・ご利用者及びご家族、他職種からの相談・要望に対応していく

<歯科衛生士>

方針

ご利用者の日々の咀嚼・嚥下の変化に注意し、個々の状態に応じた口腔ケアを行う

目標

- 他職種との情報交換により口腔機能維持に努め誤嚥及び誤嚥性肺炎を予防する

主要事業

- ・年1回 協力歯科医院による歯科検診の実施。検診結果により歯科医と連携をとり適切な処置・ケアを検討及び実施する
- ・外部研修等に参加し、研修内容の周知・情報の共有を図り日々の口腔ケアに取り入れる
- ・ご利用の方方が興味を持つ口腔体操を提供する
- ・丁寧な口腔ケアの実施により、口腔内の残存歯や義歯、舌を清潔に保ちむし歯や誤嚥・誤嚥性肺炎を予防する

III. 地域連携・香川おもいやりネットワーク事業

方針

ご利用者の保護や権利擁護、サービスの質の確保に努めるとともに、有する資源やノウハウを活用し、地域福祉の拠点として関係機関と連携を図り、積極的な地域貢献を展開していく。

目標

- 現在取り組んでいる活動（保育所及び小学校を含めた地域団体との定期的な交流や、あいさつ運動、地域クリーン活動など）の充実、継続を図る
- 法人理念の「社会づくり」を実現するため、近隣自治会や社会福祉協議会等との連携・交流を深め、福祉・防災に対する啓発活動に努める
- 制度の狭間で支援が受けにくい方を、おもいやりネットワークによりサポートしていく

主要事業

- ・あいさつ運動、地域クリーン活動等の地域貢献活動・地域交流活動の継続、地域及び家族参加型の行事を立案・実施するとともに、地域の福祉ニーズに対し、先駆的・実践的に取り組む。
- ・施設利用者の尊厳・権利擁護等に関すること施設を利用することで限界をつくらないよう、行動範囲の拡大、夢（希望）の実現等を図ることで社会との関わりを持てるよう支援する。
- ・おもいやりネットワーク事業を通して、関係機関との連携・連絡の推進地域社会の中で、生活して

いくために必要なサービスを、充分に受けることが出来ないままでいる人がいるよう、関係者との連携のなかで、問題を発見し対応していく。ゆたか荘が地域福祉の拠点として活動する。また、その中でも利用者家族との連絡・連携を、家族会開催等を活用することで密にし、協力体制の強化を図る。

- ・災害時の拠点となれるような取り組みの実施。火災・土砂・地震の各災害を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施することにより、万一の際も適切な行動がとれ、利用者の安心・安全な生活を保護する。

- ・広く情報発信できるよう、情報伝達機能の充実を図る。
- ・ホームページ、ブログ及び会報誌において事業計画・報告、行事紹介等を行い、情報を発信する。また、施設における活動の公正さを保つために、福祉サービス第三者評価を定期的に受審し、社会ニーズに対し、柔軟に対応していく。
- ・専門的知識・技術の修得及び発信等に努める。専門職であることを自覚し、常に向上心をもてるような職場環境を作り、資格取得を行う。
- ・小・中学生や地域住民に対し、認知症の正しい理解と対応を普及していくため、認知症サポーター養成講座を地域包括支援センターと協力のうえ推進していく。

IV. 各委員会活動（月1回）

新型コロナウイルス感染防止対策として、会議及び委員会活動を自粛している。周知・連絡は文書回覧としている。

1. 身体拘束・虐待防止委員会

ご利用者の権利や尊厳・プライバシーを守り、家庭的な雰囲気を大切にした生活環境を提供していく為、研修を通じて職員全体で学び成長していく

2. 安全対策委員会

日頃の関わり・ケアの中でご利用者の変化を早期に発見できるよう努め、ヒヤリ・ハット報告書を活用し大きな事故を未然に防ぐ。報告書原本・早見表を各自確認する事で統一したケアを行い再発防止・事故防止に努める。

3. レクリエーション・くもん学習療法委員会

・毎月の委員会にて支援内容を検討し、手作りおやつや行事などのレクリエーションを通して他者交流を図れるよう支援を提供する。

・学習療法の目的を考え、職員の意識向上を行う。ご利用者との時間を大切にしてコミュニケーションを図り、回想法を用いて笑顔で過ごせるよう支援を行う。

4. 医療ケア・感染症対策委員会

施設内に感染症を持ち込まない・広がらせないよう手洗いうがいの徹底及び感染症と疑われるご利用者に対する早期対応・マニュアルの徹底を図る

5. 研修委員会

コロナ感染状況を鑑み、研修形態を検討しながら専門知識の習得・技術向上を目的としたスキルアップ研修や意識向上・働き方改革に向けた研修等を計画・立案する事で個々の能力向上、施設全体のサービスの質向上を図る

6. 入所検討委員会

委員会の中で公平に入所者の選定を行い、円滑なご利用につなげる

7. 業務改善委員会

各専門性を基に、業務の効率化の省力化を考え、業務内容を見直す。
業務内容の見直しの依頼があれば、修正案も含み意見がもらえるよう働きかけを行う。

8. 防災委員会

火災・土砂災害・地震を想定した避難訓練を定期的に実施し、訓練を通して職員個々の防災意識を高める。また、備蓄品の充実と管理に努める

9. 経口摂取推進委員会

歯科衛生士・看護師・介護支援専門員・生活相談員・介護職員・管理栄養士が連携し、最後まで美味しく食事がとれるような取り組み・支援を行う。

- ・ 経口摂取推進委員会の開催（月1回）
- ・ 噫下機能や口腔の状態観察、ミールラウンド及び摂食カンファレンス
- ・ 食事摂取量の観察と体重の推移、必要栄養量の観察
- ・ 発熱や痰の量など、肺炎予防を意識した体調観察

10. 介護技術向上委員会

介護技術向上に関する研修の実施。研修計画に基づき「認知症ケア」「排泄ケア」などの研修を開催する。

11. ノーリフト推進委員会

ノーリフティングケアを継続し福祉用具の使用方法の基礎を理解し定着を図り、発信していく。

V. 年間行事予定 （感染予防対策の為、一部変更）

- 4月 お花見
- 5月 鯉のぼりを楽しむ会（地域交流行事）（縮小）
- 6月 菖蒲観賞
- 7月 七夕まつり
- 8月 納涼夏祭り（縮小）
- 9月 敬老会
- 10月 遠足（実施検討中）・いきいき福祉まつり（中止）
- 11月 紅葉狩り・いきいき長尾まつり（作品展）
- 12月 忘年会・餅つき大会
- 1月 新年会・初詣
- 2月 節分豆まき
- 3月 開荘記念日を祝う会・のぞみ園ひな祭り会

VI. 全国老人福祉施設協議会との連携、及び研修参加

- * 今年度は中止の連絡の可能性あり
- ・全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加
- ・全国老人福祉施設協議会、香川県老人福祉施設協議会への協力・参加

VII. 自己啓発活動としての研修参加支援

- (1) 研修費補助
- (2) 資格試験日、職務免除（1回目）

(3) 処遇改善への反映

VIII. 香川思いやりネットワーク事業の充実化

- (1) 運営委員会への委員派遣
- (2) 実務者の養成
- (3) 地域ネットワーク会議への派遣
- (4) 相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買物援助、食事サービス等の援助

IX. 機能の維持管理

- (1) ノーリフティングケア推進の為の備品購入（ボードや特殊車椅子）
- (2) 経年劣化による環境整備（大型乾燥機 2 台）

デイサービスセンターゆたか（通所介護）事業計画

新型コロナウイルス感染症の拡がりがみられて一年余り。新たな生活様式が私たちの地域にも定着しつつある中で、通所介護事業としてもこれから対応として利用者・家族の協力のもと、感染症対策を維持しながらサービス提供に取り組んでいく。

令和3年度においては介護報酬改定となり、通所介護としては、各種加算取得に向けて算定できる体制つくりに取り組むと共に、増加傾向である認知症者への対応力向上、自立支援に向けた活動支援に注力していく。又、感染・災害等への取り組み強化を図りながら、地域の高齢者が安心・安全に在宅生活が送れる支援つくりを充実させていく。

1. 方針

- ・ 感染症対策への持続的取り組みの強化
- ・ レスパイトケア（家族支援）に対応したサービス体制つくり
- ・ 認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進
- ・ 要介護者個々の目的・趣向に応じたサービス提供の実施
- ・ 科学的介護の推進と PDCA サイクルの活用
- ・ 災害への地域と連携した対応の強化
- ・ 安全、快適な環境作りの実施

2. 会の開催

- ・ デイサービス会議（年 12 回）
- ・ グループ会（年 12 回）

3. 安定的運営について

- ・ 居宅介護支援事業所、地域への広報活動
- ・ 利用実態に合わせたサービスへの取り組み
- ・ 事故防止施策の徹底
- ・ コスト管理の徹底

4. 情報機能強化

- ・ ホームページ、会報誌での事業報告、行事の周知
- ・ デイサービス通信の充実

5. 医療・地域在宅支援事業所等との連携強化

- ・ 地域の連絡会への参加

6. 職員研修の充実

- ・ 職員勉強会（随時）
- ・ 交通安全研修（年1回）

7. 地域交流事業

- ・ 各種団体・個人との地域交流（感染状況を踏まえながら検討）

8. 施設整備関係

- ・ 建物経年変化の部分補修

9. 家族との連絡、協力体制の強化

- ・ 利用者・家族・事業所アンケートの実施（聞き取りアンケート年1回・郵送アンケート1回）

10. 非常災害時の対応

- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 消火器等の使用訓練 年2回
 - ・ 災害備蓄品の点検・管理

高齢者複合施設ハーティヴィラ亀鶴事業計画

【方針】

法人内での連携、ワンストップサービスの実現のため、様々な相談事例について、包括的な相談体制を構築する。また、職員が、認定こども園長尾学舎及び認定こども園高松くりの木学舎の子どもたちの福祉地域教育の場であり、ご利用者の異世代交流の場としての位置づけを理解し、協力体制を整える。

【施設内共通事業】

- ・事業所連携会議の運営
4月、8月、12月、3月
- ・香川おもいやりネットワーク（生活困窮者に対する相談支援事業）の活用と推進
- ・運営委員会への委員派遣（毎月）
- ・地域ネットワーク会議への派遣、相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買い物の支援、食事サービス等の援助

ショートステイ（短期入所生活介護）事業計画

【方針】

- ・共に過ごす支援者として寄り添って生活する。
- ・情報を共有し、スムーズな支援につなげる。
- ・職員のスキルアップを推進する。

【目標】

情報をこまめに共有し、ご利用者やご家族と向き合い、寄り添った介護をおこなう。
稼働率 95%（19人）

【主要事業】

- ・指定短期入所生活介護の実施 定員 20名
- ・指定介護予防短期入所生活介護の実施（定員 20名に含む）
- ・利用者処遇に関する会議の運営
- ・職員の介護技術向上のための研修の実施
- ・行事の起案、実施
- ・緊急時の受け入れ態勢の整備
- ・利用者、家族アンケートの実施（年 1回）

【各種委員会活動】

1. 感染対策委員会 会議の開催 月 1回

- (ア) 時期ごとに感染症に関する情報収集を行うとともに、感染経路の遮断に努め、感染経路の蔓延を防ぐ。
 - (イ) 利用者の身体状況を観察し、感染症発生時の迅速、適切な対応で蔓延を未然に防ぐ。
 - (ウ) 感染対策委員を中心に勉強会を行い、職員の感染症に対する意識を向上させる。
2. レクリエーション委員会 会議の開催 月1回
 - (ア) 個々の残存機能に応じたレクリエーションを実施する。
 - (イ) 他者とのつながりを持ち、心身機能の活性化や意欲向上につなげる。
 - (ウ) 季節感を感じられるような行事の立案と実施を行う。
 3. 拘束検討委員会 会議の開催 月1回
 - (ア) 拘束事例、スピーチロック等の勉強会を行い、職員のスキルアップに努める。
 - (イ) 拘束ゼロの継続。
 4. 生活向上委員会 会議の開催 月1回
 - (ア) 利用者の状態の把握、共有を行う。
 - (イ) より良いケアが提供できるよう、多職種と意見交換を行う。
 5. 安全対策委員会 会議の開催 月1回
 - (ウ) ヒヤリハットや事故報告の分析、発生した事故の対策と今後の対応を検討、実施する。
 - (エ) 定期的に今後の対応策の見直し、改善の周知を行う。
 - (オ) 安全な介護技術、安全な環境整備の検討を行う。

デイサービスセンター（通所介護）事業計画

【方針】

- ・ご利用者様の個々のニーズに適したサービスの提供
- ・科学的介護の推進とPDCAサイクルの活用
- ・感染、災害対策への取り組み強化
- ・清潔で安心できる環境づくりの実施
- ・関係各部署との情報共有し、円滑なサービス提供の実施

【目標】

- ・自立支援と重度化への予防に向けた、より質の高い介護サービスに取り組む
- ・家庭との連携を密にし、信頼関係の構築に努める。
- ・定員の充足を行い、安定的な運営に努める。

【主要事業】

- ・通所介護事業の実施（1単位 6～7時間 定員35名）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・さぬき市総合事「からくり教室」の受託（毎週水曜日 定員10名）

【会議研修】

- ・デイサービス会議、委員会の運営（月1回）
- ・職員主体の勉強会の実施（月1回）

- ・職員研修
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・資格取得支援

ヘルパーステーション（訪問介護）事業計画

【方針】

ご利用者の尊厳とプライバシーを守りながら、サービスの提供と同時に「やさしさや機能維持・向上につながるやる気」を提供する。

- ・ヘルパー技術の向上に努める
- ・自信と喜びを提供する

【目標】

自宅で永く過ごせるように、家族や他の福祉サービス事業者と連携を取りながら、適切な支援と介護を行う。

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・介護保険外サービス（自費サービス）の実施

サービス付き高齢者向け住宅 事業計画

【方針】

日頃から生活状況の観察とコミュニケーションを取りながら、入居者自身の安心と家族の安心に努める。また、令和4年度の事業展開についてニーズ調査と協議を開始する。

【主要事業】

- ・安否確認サービス
- ・健康確認サービス
- ・食事サービス
- ・会議の運営（月1回）
- ・研修の実施
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・利用定員 10室

ケアプランセンターゆたか（居宅介護支援）事業計画

<基本方針>

在宅で生活される方が その人らしい生活が送れる様にあらゆる支援・社会資源の活用をしています。中立公正にその方に合った介護サービス事業所を選択できるよう支援します。

<事業目標>

1.介護保険制度、市町村の福祉施策の対応

- ・介護報酬改定により利用者・家族に説明ができるように把握する。
- ・主任介護支援専門員配置により専門性を高めるとともに、介護支援専門員の指導にも努める。
- ・5年経験の介護支援専門員が主任介護支援専門員の研修が受けられる様支援する。
- ・地域を対象とした介護相談を行いニーズキャッチや効果的な支援につなげる。
- ・主任介護支援専門員更新研修を受けるため必要な研修に参加できるよう支援する
- ・実務研修実地研修の受け入れ、主任介護支援専門員が対応 事業所内でサポートできるよう支援する。

2.安定した運営

- ・ケアプランの件数

ケアプランの件数は利用者のサービス低下につながらない範囲で30件の対応をする。

- ・自己点検を行い業務内容の確認を行っていく。

- ・要支援ケアプラン

地域包括支援センターからの委託を5件まで対応。(要介護者の受け入れ状況により変動あり)

- ・経費削減

事務用品の節約や訪問時の公用車の効率的な運行で経費全般を節約する。

- ・年1回情報公開、自己評価を行い、事業所の向上を図る。

3.相談への迅速な対応・援助計画への作成

- ・24時間連絡体制の確保と介護支援専門員同士の連携。

- ・包括支援センターより困難事例に対し迅速に対応、必要に応じ行政との連携をとり対応していく。

4.相談援助技術の向上

- ・現任研修、その他研修への感染対策を行い積極的な参加(研修計画)

- ・事業所内の事例検討・研修により知識の向上を図る。

- ・他の事業所との合同研修を行い、知識の向上マネジメントの質の向上を図る。

5.関係機関との連携強化

- ・病院や他事業所との連携の強化を図ります。

関係機関と密にし、要支援者の発見と利用者本位のサービスを実現するよう努める。

包括支援センターとの連携により要支援・要介護に移行した際にスムーズな対応が出来るように努めます。

<事業所計画>

1.居宅会議・事例検討会の開催

- ・業務内容についての意見交換、書類関係、行政からの連絡事項等を職員間で共有する。
- ・事業所内事例検討（毎週）
- ・他の事業所との合同研修（年2回）

2. 包括支援センター ケアマネリーダー主催による、年3回の研修に参加

- ・研修に参加し、情報の収集・知識の習得・地域ケアマネージャーと連携を深める。
- ・県長寿社会対策課主催の研修参加。
- ・経験や役職に合った研修に参加し、個々・事業所全体のスキルアップに努める。

3.主任ケアマネージャー研修に参加

- ・5年ケアマネ業務に携わった後に、主任研修に参加し、質の向上を図っていく。
- ・主任ケアマネージャー取得後には、各研修に積極的に参加し、スキルの維持向上を図る。

4.新型コロナ感染対策

- ・うがい、手洗いを徹底し、訪問時のアルコールでの手指消毒、マスクの着用により感染対策を行う。

第4章 児童関係

認定こども園高松くりの木学舎 事業計画

高松くりの木学舎は、この3年間の保育園としての機能から幼保連携型認定こども園へと移行する。あらためて保護者や職員へ当園の理念や方針を丁寧にお伝えするとともに、より質の高い教育・保育が提供できるよう研修を通して保育教諭等の専門性の向上に取り組む。また、事業収支については支出において大幅な改善が必要なことから、業務の見直しや職員の配置の見直しを年度内を通して行い、持続可能な経営に努める。

【教育・保育理念】

法人理念のもと、あらゆるサポートや機会の提供を行い、大人になり社会に出てものぞみを持って豊かな心で生き抜く基礎を養う。子どもたちが幸せに過ごせるよう、乳幼児の健全な発達を助長し家庭的な保育・教育を実践する。

【基本方針】

7つの保育目標を達成するための準備と環境づくり及び達成を目指す職員の意識とスキルの向上こども園の特長である就学までの継続した遊びや人とのかかわりの中で、自己肯定感を育むことができ、その先の社会生活までその人らしい人格形成ができるよう、一人ひとりの主体性を尊重した教育・保育の実践のため以下のテーマ掲げる。

心・・・人にやさしく、豊かな心を育む

知・・・違いを知り、探求し、創造することの楽しさを育む

体・・・安全に生活するための健康な身体をつくる

学・・・子ども・教育者・保育者・支援者が共に学び合う

【経営方針】

1. 幼保連携型認定こども園として、子ども一人ひとりの育ちを支える保育・教育を行う
2. 地域とのつながりを重視し地域に認められ支持される園を目指す
3. 意識とスキルの高い職員の育成
4. 持続可能な安定的経営を目指す

【目標】

利用者、職員が笑顔でいさつ

職員研修の充実と自己啓発活動の支援

食育の推進

利用者や地域の方々とのつながりを大切にする事業の推進

公益的取組の推進

一体感のある園づくり

【事業・運営計画】

1. より質の高い教育・保育を実践する

(ア) 幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、園児の発達の連續性を考慮して、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を展開していく。乳幼児の理解に基づいた指導計画にあたっては、PDCAサイクルを用いて質の向上を目指す。

(イ) 乳幼児が自ら色々な発見をすることのできる環境設定や、継続して遊びを繰り広げることのできる環境づくり、年齢を超えた子どもどうしの関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。

(ウ) ゆるやかな担当制・異年齢グループ・少人数グループでの保育の実践をとおして一人ひとりの発達に即したよりきめ細やかな保育を行う。

(エ) ICTの活用で保育教諭の業務省力化を図り、少しでも多く子どもたちの育ちに寄り添える時間をつくる。

(オ) 幼保連携型認定こども園として教育・保育の向上を図る。

2. 保育者としての専門性を高める

(ア) 園内研修の充実をはかり、職員一人ひとりが園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。

(イ) 自己評価を用いて、自己の課題・目標を明確にした上で教育・保育を実践し、評価を行い、改善点を更なる向上につなげる。

(ウ) 共育（ともに育つ）支援を行う。内容としてはホームページ・クラスだより・連絡ノート等を活用し教育・保育内容・子どもの育ちを保護者に分かりやすく発信し、育ちを共有していく。

(エ) 新しい研修体制に備えOA機器等の研修を行う。

(オ) 療育支援と連携し見逃さない教育・保育を目指す。

3. 食育の推進

(ア) オープンキッチンを生かした食への興味・関心への取り組みや、管理栄養士・調理師と連携を図り、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。

(イ) 保護者にも「食」の大切さを分かりやすく伝えるための献立表の工夫や講座等の実施。

4. 地域における公益的な取組

(ア) 自治会や地域コミュニティセンターと連携して地域行事への参画や地域が活気づく活動の推進に協力する。

(イ) 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上をはかる。

(ウ) 総合相談窓口の設置

【実施事業および定員】

利用定員	105名						
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
目標	9名	18名	18名	25名	25名	25名	120名
特別保育	延長保育						
	障がい児保育						

	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）※令和3年度新規事業 一般型 9:00～16:00、1日定員3名、月～金曜日 幼稚園型 7:30～8:30、14:00～18:00、在園児のみ月～土曜日
--	---

【職員数】

	園長	副園長	主幹 保育教諭	保育教諭	栄養士	調理員	その他
令和3年 4月1日	1名	1名	2名	11名	3名	1名	3名

【年間行事】

月	行事内容
4月	入園式、たけのこほり、内科検診、歯科検診・家庭訪問
5月	芋さし、田植え、親子遠足
6月	保育参観
7月	プール開き、七夕・夏祭り、個人懇談
8月	お泊り保育
9月	敬老会、運動会、稲刈り
10月	内科検診、歯科検診、芋ほり
11月	防災教室
12月	発表会、クリスマス会
1月	餅つき、個人懇談
2月	節分、保育参観
3月	ひなまつり会、お別れ登山、卒園式

(その他)

- ・避難訓練（AED・地震・不審者対応・消防署通報訓練等）（年12回）
- ・絵本の貸し出し（3歳児～毎週）
- ・クラス内クッキング（年3回）
- ・お誕生日会（年12回）
- ・年長児テーブルマナー教室（2月）スイミング・スケート2回／年
- ・保育参観（年2回）そのうち1回は給食試食会
- ・自由参観・配信（年2回）
- ・個人懇談（年2回）
- ・小学校交流3回／年
- ・法人事業所交流（亀鶴・ゆたか荘・デイサービスセンターゆたか）2回／年

- ・ 3・4・5歳児対象 特別活動

英語1回／月、体育1回／月、リトミック2回／月、サッカー教室1回／月、

美術（4・5歳児）8回／年

健康

- ・園児・・・内科・歯科検診 （年2回 4月と10月）

3歳児から視力・聴力検査実施（年2回）

頭囲胸囲計測（年2回）

検尿（4月）、発達検査（7月）

身体測定（毎月）

- ・職員・・・法人合同健康診断（9月）または予防医学協会での健診

インフルエンザ予防接種（正規職員補助あり、非正規自己負担）

- ・学校薬剤師による環境調査 4回／年

給食・食育

・栄養士と保育教諭が連携を図り、食への興味・関心への取り組みや、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。

・保護者にも家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることを、給食だよりや講座を実施することで知ってもらい、家族との共食を可能な限り推進する。

・行事食を多く盛り込み、手作りおやつに関しても毎月の盛り込み食育に力を入れる。自園で採れた野菜なども子ども達と収穫し、旬の野菜や栄養素についてもしっかりと伝えていく。

- ・給食だよりの発行（毎月）

・給食試食会（年1回）給食献立の玄関展示

・自園畠の野菜の栽培収穫・観察

・食育教室・人気メニューレシピ配布

・手作りおやつや食育レシピなど食育の保護者発信

・感染症・アレルギー等の対策は十分検討し、事故防止異物混入、給食提供方法などについて確認と見直しを毎月実施する。また、ノロウィルスや食中毒などに十分に注意をはらう。

園だより・クラスだより・保健だより

- ・園だより・クラスだより（毎月発行）

- ・保健だより（隔月発行）

備品・遊具等購入

- ・駐車場フェンスの設置

- ・のぼり棒の整備

- ・未満児用園庭の整備

- ・機関車遊具の移動撤去（長尾学舎へ）

認定こども園長尾学舎 事業計画

1. 運営方針

長尾地区の子ども達の受け皿としての機能だけでなく、教育・保育の内容や質を、保護者が選択できる機能を持たせる目的がある。教育・保育方針やその内容が支持され、信頼され愛されるこども園であるために、子ども・保護者・地域・そして保育者が、共生（ともに生きる）・共育（共に育つ）の精神を醸成できる環境づくりに努める。

2. 教育・保育運営

①教育理念

「心身ともに満足できる遊び」を中心とした乳幼児教育の提供を通して、小学校への滑らかな接続を行う。また、それにより感じられる「自己肯定感」により、自信と生きる力を育て、生涯にわたる人格形成の基礎を築く。

②教育方針

「豊かな人間性を育て、生きる力の基礎を培う」ことを目的とし子どもの最善の利益を保護すると共に、保護者のニーズに応えた園の運営であり、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担う。

③教育目標

- ・元気で明るくたくましい子ども
- ・自分で考え、最後までやり抜く子ども
- ・自分の思いを言葉や態度で表現できる子ども
- ・思いやりがあり、ともだちを大切にする子ども
- ・基本的生活習慣が身についている子ども

④教育・保育内容

- ・子どもの心に寄り添った教育・保育を行う
- ・生活や遊びの中から学びがあることを理解し、環境づくりを行う
- ・子どもを中心に置き、子ども・保護者・地域とのつながりを大切にし、信頼関係を築く
- ・より質の高い・教育・保育を実践する
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」「5領域」「資質・能力の3つの柱」に添った教育・保育の提供により、小学校教育への円滑な接続を行う。
- ・乳幼児らが自ら色々な発見をすることができる環境設定や、継続して遊びを繰り広げることができる環境づくり、年齢を超えた子ども同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。
- ・一人ひとりの発達に即した、よりきめ細やかな保育を行う。
- ・ICT活用により、保育教諭の業務省力化を図り、少しでも多くの子どもたちの育ちに寄り添える時間を作る。
- ・運動神経がよくなる36の動作を身につけ、体幹を鍛えることで運動能力だけでなく、好きなことに集中できる体力を身につける。

⑤家庭との連携

- ・教育理念、教育方針、教育目標をクラス懇談会（年1回）、個人懇談（年2回、または随時受け付

ける)、保育参観または保育参加(年1～2回)を実施する中で保護者に伝え、保護者が安心できる園を目指し内容の充実を図る。

- ・保護者からの要望や意見は、行事の後に必ずアンケートを取り集約し、保護者にフィードバックする
- ・共育(子どもとともに育つ)支援を行う。具体的には、ホームページ、クラスだより、連絡ノート等を活用し、教育・保育内容・子どもの育ちを保護者にわかりやすく発信し、育ちを共有していく
- ・保護者の危機管理意識を高めるために、年1回園主催の防災訓練に参加してもらい、防災や減災について園の方針を伝え、協力を依頼していく

⑥人材育成

- ・教育・保育人材確保、定着及び離職防止を図り、安定的な園の運営を行う。
 - ・保育者としての専門性を高める為に、園内外の研修を充実し、基本的な知識や技術の向上を図る。
- 学期毎に(年3回)保育の見直しと自己評価を行う。
- ・職員全体が教育・保育の意識を共有し進めていくことができるよう園長・主幹が日々保育現場を確認し、教育・保育内容の統一を図る。

(園内研修)

職員会議 年12回、園内研修 月2回、ケース会議 月1～2回(早期支援・訪問療育・療育支援後)、外部講師による研修1回／年

(園外研修) キャリアアップ研修、訪問研修、日保協研修、その他

- ・当法人の特長である特別な支援が必要な子ども達に対して、早期発見・早期支援に努めると共に、個別に抱える状況や課題等に対して必要な支援につなげていくため、外部機関との連携を進めいく。

<職員行動指針>

- ・尊敬の気持ち
- ・挨拶
- ・笑顔
- ・言葉遣い
- ・職員協調(人を大事に、施設を大事に)
- ・向上心

⑦地域子育て支援拠点事業

・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、Zoomを使用した相談支援を積極的に行う。
 - ・オンライン会議による関係機関との連携・調整。
- ・(特別支援対応加算)子育て支援センター利用者に対し、育児相談など子育てに関する支援を行う。
- のぞみ園、のぞみ児童デイサービス事業所、生活支援センターのぞみの専門的な知識・経験を有する職員が、週2回(月・水)9時から12時(時間変更有)長尾学舎にて相談支援を行う。

⑧地域における公益的な取り組み

- ・地域の社会資源と連携し、地域行事に参加・協力する等交流を行う。(新型コロナウイルス感染症

収束後)

- ・地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上を図る。
- ・地域行政、民生委員、保健師などと連携を強化し、育児困難家庭の支援に努め、子どもの権利を守る。

定員入園予定数と職員体制

令和3年4月1日より1号定員9名→15名、2・3号定員71名→80名と変更する。

利用定員	95名						
年齢	0	1	2	3(1号)	4(1号)	5(1号)	合計(1号)
人数	5	15	15	15(5)	15(5)	15(5)	80(15)
目標(名)	8	10	17(1)	12(3)	9(4)	14(2)	70(10)
特別保育	延長保育、障害児保育						

【職員数(採用計画)】

	園長	保育教諭 (正職員)	保育教諭 (パート)	栄養士 兼調理 員	看護師	事務員	子育て 支援
令和3年4月1日	1名	14名	10名	4名	1名	1名	2名
令和2年度末	1名	13名	9名	4名	1名	1名	2名

3. 年間行事

月	行事内容
4月	入園式、内科検診、歯科検診・家庭訪問
5月	芋さし、田植え、親子遠足
6月	保育参観・保護者会総会
7月	プール開き、七夕・夏祭り、個人懇談
8月	お泊り保育
9月	敬老会、運動会、稻刈り
10月	内科検診、歯科検診、芋ほり
11月	防災教室
12月	発表会、クリスマス会
1月	祖父母交流行事餅つき、個人懇談
2月	節分、保育参観
3月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式

(その他)

- ・避難訓練(AED・地震・不審者対応・消防署通報訓練等)(年12回)
- ・絵本の貸し出し(3歳児～毎週)

- ・クラス内クッキング（年3回）
- ・お誕生日会（年12回）
- ・年長児テーブルマナー教室（2月）スイミング・スケート2回／年
- ・保育参観（年2回）そのうち1回は給食試食会
- ・自由参観（年2回）
- ・個人懇談（年2回）
- ・家庭訪問
- ・菜園活動
- ・長尾小学校交流3回／年
- ・法人事業所交流（亀鶴・ゆたか荘・デイサービスセンターゆたか）2～5回／年
- ・3・4・5歳児対象 特別活動
英語2回／月、体育2回／月、リトミック2回／月、サッカー教室2回／月、
美術（4・5歳児）8回／年、硬筆（4・5歳児）4回／月

4. 健康

- ・園児・・・内科・歯科検診（年2回 4月・10月）
3歳児から視力・聴力検査実施（年2回）
頭囲胸囲計測（年2回）
検尿（4月）、発達検査（7月）
身体測定（毎月）
- ・職員・・・法人合同健康診断（9月）または予防医学協会での健診
インフルエンザ予防接種（正規職員補助あり、非正規自己負担）
- ・学校薬剤師による環境調査 4回／年

5. 給食・食育

- ・栄養士と保育教諭が連携を図り、食への興味・関心への取り組みや、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。
- ・保護者にも家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることを、給食だよりや講座を実施することで知ってもらい、家族との共食を可能な限り推進する。
- ・行事食を多く盛り込み、手作りおやつに関しても毎月の盛り込み食育に力を入れる。自園で採れた野菜などを子ども達と収穫し、旬の野菜や栄養素についてもしっかりと伝えていく。
- ・給食だよりの発行（毎月）
- ・給食試食会（年1回）給食献立の玄関展示
- ・自園畠の野菜の栽培収穫・観察
- ・食育教室・人気メニュー・レシピ配布・
- ・手作りおやつや食育レシピなど食育の保護者発信
- ・感染症・アレルギー等の対策は十分検討し、事故防止異物混入、給食提供方法などについて確認と見直しを毎月実施する。また、ノロウィルスや食中毒などに十分に注意をはらう。

6. 園だより・クラスだより・保健だより

- ・園だより・クラスだより（毎月発行）
- ・保健だより（隔月発行）

7. 保育・教育活動導入経費、備品・遊具等購入

- ・芸術士事業の導入（40回／年）
- ・園庭の一部芝生化（補助金申請予定）
- ・（給食）災害時備蓄食品の整備